

# コロナ特例貸付の返済にお困りの方へ

～返済をしなくてよい免除・返済時期を遅らせる猶予があります～

仕事がなかなか  
見つからない

病気になって  
しまった



収入が減って  
生活が苦しい

電気・ガス・水道代が  
払えない

✓住民税の所得割・均等割が非課税 ✓生活保護を受給することになった

✓精神保健福祉手帳1級または身体障害者手帳1級・2級の交付を受けた



返済する必要がなくなる(免除)<sup>めんじょ</sup>申請ができる場合があります

千葉県社会福祉協議会(050-2018-7007)へご連絡ください。

免除対象にならないが、次のような事情で緊急小口資金等の返済に  
お困りではありませんか？

✓仕事をなくしてしまった ✓多重債務がある ✓病気で働けない

✓他の借金も返済を遅らせている ✓収入が低くて生活が苦しい

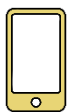
✓公共料金をずっと滞納している ✓DV(家庭内暴力)から逃げている



返済時期を遅らせる(猶予)<sup>ゆうよ</sup>申請ができる場合があります

このほか、返済月額を変更する方法もあります  
まずはお気軽にご相談ください

返済に関するご相談はこちら(お住まいの区事務所)



中央区 043-221-2177

稲毛区 043-284-6160

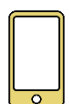
緑区 043-293-8284

花見川区 043-275-6438

若葉区 043-233-8181

美浜区 043-278-3252

償還免除やその他制度に関するお問い合わせはこちら



[千葉県社会福祉協議会 福祉資金部 コロナ特例貸付担当](#)

050-2018-7007 平日 9:30~16:00